

長崎県民生委員児童委員協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、長崎県民生委員児童委員協議会（以下、この規約及びこの会に関する規程において「県民児協」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を長崎市茂里町3番24号長崎県総合福祉センター内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、民生委員・児童委員制度に則り、県下民生委員・児童委員および主任児童委員相互の連携をはかるとともに、活動の強化推進に関する具体的方策を研究・実践し、もって活動体制の強化と社会福祉の増進を期することを目的とする。

(組 織)

第4条 本会は、県内各市町民生委員児童委員協議会をもって組織する。

(委員会)

第5条 本会に委員会を置く。

2 委員会は、各市郡民生委員児童委員協議会長および新上五島町民生委員児童委員協議会会長並びに第12条によって設置される専門部会員のうち別に定めるところにより委員に選任されたものをもって組織する。

3 委員会は年2回以上開く。

4 委員会（書面審議を含む）は委員の過半数の出席をもって成立する。

5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委員会の権限)

第6条 委員会は、次に掲げる事項について協議決定する。ただし、日常軽易な業務は会長が決定しこれを会に報告する。

(1) 年度事業計画に関すること

(2) 年度予算及び決算に関する事項

(3) 資産の管理に関する事項

(4) 諸規程の制定及び改廃に関する事項

(5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、一斉改選直後に行われる委員会の日から3年後の一斉改選直後に行われる委員会の前日までとする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長・副会長)

第8条 本会に会長1名、副会長3名を置く。会長及び副会長は、原則として委員の互選により選任する。ただし、互選では選任することが難しい場合において、選考委員会を開催して会長及び副会長候補者を推薦し、出席委員の過半数がこれに賛成したときは、その者を会長及び副会長として選任する。

2 会長は、本会を代表し会務を統括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長が事故等何らかの理由により職務の遂行が困難と判断さ

れた場合は、あらかじめ会長が定めた順序に従ってその職務を代理する。

(監事)

- 第9条 本会に監事2名を置き、委員会において選任する。
2 監事は、本会の業務及び会計を監査し、委員会に報告する。

(顧問)

- 第10条 本会に顧問を置くことができる。この場合において、顧問は、委員会において選任する。

(正副会長および監事の任期)

- 第11条 会長・副会長・監事の任期は、一斉改選直後に行われる委員会の日から3年後の一斉改選直後に行われる委員会の前日までとする。ただし再任を妨げない。
2 補欠により就任した会長・副会長・監事の任期は、前任者の残任期間とする。
3 一斉改選期において、改選前の会長・副会長・監事が民生委員・児童委員に再任された場合に限り、新しい会長・副会長・監事が選出されるまで会長・副会長・監事を務める。

(専門部会)

- 第12条 本会に専門部会を置くことができる。
2 専門部会に関する規程は別に定める。

(主任児童委員連絡会)

- 第13条 県内の主任児童委員の相互の連携と活動の強化をはかるため、主任児童委員連絡会を設ける。
2 主任児童委員連絡会に関する規程は別に定める。

(事務局)

- 第14条 本会の事務を処理するために事務局を置く。
2 事務局に、次の職員を置く。
(1) 事務局長 1名
(2) 職員 若干名
3 事務局長及び事務職員は、会長が委嘱する。

(経費)

- 第15条 本会の経費は、次の各号に掲げるものをもって充てる。
(1) 会費
(2) 補助金
(3) 共同募金配分金
(4) その他の収入
2 会費の額については、以下に定める。
民生委員・児童委員および主任児童委員 当該年度4月1日における定数×3,100円

(会計年度)

- 第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
2 本会の会計は、長崎県社会福祉協議会経理規程を準用しこれを処理する。

(その他)

- 第17条 この規約のほか、本会運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 昭和43年 4月 1日より施行
- 2 昭和45年 4月 1日一部改正
- 3 昭和55年12月 1日一部改正
- 4 昭和57年 3月10日一部改正
- 5 平成 元年 5月16日一部改正
- 6 平成 3年 3月15日一部改正
- 7 平成 5年 3月17日一部改正
- 8 平成10年10月27日一部改正
- 9 平成16年12月 1日一部改正
- 10 平成17年12月14日一部改正
- 11 平成19年 5月30日一部改正
- 12 平成23年 6月 7日一部改正
- 13 平成27年 3月24日一部改正
- 14 平成28年 3月24日一部改正
- 15 平成30年11月13日一部改正
- 16 令和 3年11月12日一部改正
- 17 令和 5年 3月20日一部改正

平成31年4月1日 施行